

田原市高齢者安全運転支援 装置設置促進事業費補助金

アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故防止のため、普段使っている自家用車への後付けのペダル踏み間違い事故を防止する装置の設置に対して補助金を交付します。

補助対象者	令和4年3月31日時点で満65歳以上かつ田原市に住所のある方
補助対象車両	以下の両方に該当する車両で1人1回限り ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの ・自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と補助対象者の運転免許証に記載されている氏名が同一であるもの
補助対象装置	国土交通省の性能認定を受けた自動車の運転に係るペダル踏み間違いによる急加速を抑制する装置又はペダルの踏み間違いを防止する装置
補助金額	装置の購入及び設置に要する費用の5分の4の額 (1,000円未満の端数切捨て)
補助上限額	障害物検知機能付き装置 32,000円 障害物検知機能のない装置 16,000円
期限	令和4年2月28日(月)まで ※予算の状況により期限前に締め切る場合があります。

※個人申請の場合は、①「販売店等による補助金交付申請代行、代理受領を委任しない場合」の補助金申請の流れをご覧ください。

※販売店等によっては、補助金の申請に便利な、申請代行と代理受領を行っていただけます。これらの手続の流れは②「販売店等による補助金交付申請代行、代理受領を委任する場合」の補助金申請の流れをご覧ください。

■お問合せ先■

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 総務部 総務課 地域行政係

電話：(0531) 23-3504 (直通)

FAX：(0531) 23-0180

E-mail：kotsubohan@city.tahara.aichi.jp

①販売店等による補助金交付申請代行、代理受領を委任しない場合

補助金交付に係る事務手順

1 販売店等で対象装置の設置相談、資格確認

- ・対象装置が設置可能な車種かの確認
- ・作業予定日の確認（2月28日までに田原市への申請が必要なため）
- ・資格確認（補助金交付申請書裏面の誓約書、自動車検査証、運転免許証で確認）

2 対象装置の設置及び費用支払

- ・対象装置の設置
- ・設置に係る費用の支払

3 補助金交付申請

(1) 書類の作成

①補助金交付申請書（様式第1号）

添付資料・設置に係る領収証の写し

・安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
（※販売店等が作成するもの）

・自動車運転免許証の写し

・自動車検査証の写し

②補助金交付請求書（様式第4号）

(2) 書類の提出

装置設置後2か月以内又は2月28日のいずれか早い日までに総務課
にご提出ください。

補助金申請に係る審査及び交付決定

※内容を審査し、問題がなければ市から補助金の交付決定通知を送付します。
申請から通常2週間程度の期間を要します

補助金交付

※通常、交付決定からお支払まで1か月程度の期間を要します。

②販売店等による補助金交付申請代行、代理受領を委任する場合

補助金申請の流れ

申請代行及び代理受領を利用するには、販売店等が田原市の登録事業者になっている必要があります。登録事業者かを確認し、委任状を提出してください。

1 販売店等で対象装置の設置相談、資格確認

- 対象装置が設置可能な車種かの確認
- 作業予定日の確認（2月28日までに田原市への申請が必要のため）
- 資格確認（補助金交付申請書裏面の誓約書、自動車検査証、運転免許証で確認）

2 対象装置の設置及び費用支払

- 対象装置の設置
- 設置に係る自己負担額の支払

3 販売店等による補助金交付申請代行

- ご自身で作成するもの
 - ①補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②委任状（様式第5号）
- 添付資料として必要なもの
 - 自動車検査証の写し
 - 自動車運転免許証の写し

手続終了

※最新の取扱店舗の情報は、田原市HP(<https://www.city.tahara.aichi.jp/>)をご覧ください。

※本補助事業は、令和4年2月28日（月）までに田原市への申請が必要です。申請日の前日までに装置の設置及び費用の支払が完了している必要があります。